

第2回

東大和市社会教育委員会議 会議録

令和元年5月21日(火)

令和元年第2回 東大和市社会教育委員会議のまとめ

- 1 日 時： 令和元年5月21日（火）午前10時～正午
- 2 場 所： 市役所会議棟第1会議室
- 3 出席委員： 荒川進、大月孝彦、平松新太郎、杉本誠一、柳澤明、外池武嗣、森脇千春、
金山幸子（8人）
欠席委員： 和田孝（1人）
- 4 事務局： 高田課長、眞中係長、尾又主事（3人）
- 5 内 容：
 - （1）議題
 - ① 令和元年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問書の伝達及びその審議
 - ② 研究テーマについて
 - ③ その他
 - ・健康づくり推進会議委員の選出について
 - （2）報告
 - ①令和元年度全国社会教育委員連合表彰者の推薦について
 - ②令和元年度都市社連協役員会等事業日程表
- 6 公開・非公開： 公開
- 7 傍聴者数： なし

会議内容

○高田課長 皆さんおはようございます。開会前ではございますけども、4月の人事異動に伴いまして、社会教育委員の方も異動がございました。第二中学校の松村校長先生が退職されまして、後任に第五中学校の和田孝校長先生が就任されました。また、第一中学校の佐伯あつ子副校長先生に代わりまして、第五小学校の平松新太郎副校長先生が就任されました。本来であれば、教育長、又は社会教育部長のほうから委嘱状の伝達をさせてもらうところではございますが、本日市議会臨時会が開催されておりまして、都合により不在のため、私のほうから委嘱状の伝達をさせていただきたいと思っております。

平松新太郎殿、東大和市社会教育委員を委嘱する。令和元年5月16日東大和市教育委員会、よろしく申し上げます。

○荒川議長 それでは会議の前に平松副校長先生から自己紹介をいただきたいと思っております。

○平松委員 改めまして今年度4月より第五小学校副校長になりました平松です。どうぞよろしくお願ひいたします。五小の地区は初めてなのですが、五小の前が同じく東大和九小でした。生活指導主任を務めておりました関係で、地域の繋がり全く分からないわけではないのですが、やはり新しいところということで、気持ちを新たに頑張ろうと思っています。東大和自体は、この4月で9年目を迎えております。今後とも東大和のために頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○荒川議長 ただいまより「令和元年度第2回東大和市社会教育委員会議」を開催いたします。よろしくお願ひいたします。最初にお手元の資料の確認をさせていただきます。事務局お願ひいたします。

○尾又主事 それでは配布資料の確認をさせていただきます。まず1枚目が、「令和元年度第2回東大和市社会教育委員会議次第」でございます。次、資料の1-1「平成31年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱」こちらがA4両面で2枚つけております。続きまして資料1-2、「平成31年度社会教育関係団体連合体補助金申請一覧表」でございます。こちらA3を1枚と団体の申請書の頭紙をA4で7枚つけております。資料2、研究テーマでまだ聞き取りをしていない「小学校で行っている子どもの安全・安心への取り組みについて現状と課題」ということで、十小にお話を伺いに行くための資料になっております。最初が講師依頼文です。次からの4枚につきましては荒川議長作成の資料をつけております。一番最後の5枚目につきましては、先ほど差し替えをお配りさせていただきましたので、お手元のものと差し替えをお願いします。それから資料3です。「令和元年度全国社会教育委員連合表彰候補者の推薦について」こちらA4で2枚表裏になっております。続きまして資料4、「平成31年度都市社連協役員会等事業日程表」になります。こちらはA4で1枚です。その他配布資料といたしまして、ガッチャック留めになっておりますが、「平成31年度都市社連協定期総会議案書次第」でございます。次が定期総会で配られました「平成30年度社会教育委員活動記録」、これは都市社連協の定期総会で配布されたものですが、目次を付けさせていただいております。冊子につきましては社会教育課のほうにございますので、もしご覧になりたい方がいらっしゃいましたら、おっしゃってください。次が社会教育委員名簿になっております。そこまでがガッチャック留めになっております。そのあと机の上に配らせていただいております、黄緑色の表紙です。「学びあいガイド令和元年度版（行政による生涯学習）」、これは毎年作らせていただいておりますけれども、印刷できましたのでお配りしております。それから「平成31年度東大和市青少年健全育成方針」、黄色いA3の折ったものをお配りしております。それから「こうみんかんだより238号」、次に「旧吉岡家住宅春の公開チラシ」をお配りしております。以上、配布資料に漏れはございませんでしょうか。以上でございます。

○荒川議長 元号の説明はよろしいですか。

○尾又主事 資料の中で平成と令和の元号両方とも使っておりますが、全国的に行政機関では、平成

のうちに発行されたものは、平成の元号使わせていただきまして、5月1日以降に作らせていただいた文書につきましては令和になっていますので、作成した時期によって、入り組んでおりますけれども、そちらのほうぜひご承知置きしていただけますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議題（１）①「令和元年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問書の伝達及びその審議」

○荒川議長 はい、ありがとうございます。それでは議題に沿って進めていきたいと思えます。議題1平成31年度、これも全部元号読み変えしていきます。東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問書の伝達及びその審議についてでございます。社会教育課長より、諮問書の伝達をお願いします。

○高田課長 それでは教育長に代わりまして代読させていただきます。令和元年5月21日東大和市社会教育委員会議議長殿、東大和市教育委員会教育長真如昌美、令和元年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付について（諮問）、このことについて、社会教育法第13条の規定に基づき、貴委員会議の意見を求めます。記書きといたしまして1、補助金総額384万7,000円。こちらは補助金交付申請額でございます。2といたしまして、答申時期、令和元年6月末までに答申をお願いいたします。3といたしまして、根拠規程、令和元年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱の規定に基づくこと。4といたしまして審議資料、各団体の補助金交付申請書を審議資料とすること。どうぞよろしくお願いいたします。

○尾又主事 それでは皆様にコピーを配らせていただきます。

○荒川議長 ただいま補助金についての諮問書の伝達がありました。次に資料について、事務局から説明をお願いします。

○高田課長 それでは私のほうから補助金の内容について説明をさせていただきます。まず、資料につきましては資料1-1をご覧ください。社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付要綱でございます。補助金の対象になる連合体につきましては、要綱の2枚ほどめくっていただきますと、要綱一番後ろのページなのですが、別表第1ということで（第2条関係）とありますけれども、全部で7団体ございます。この7団体に対しまして、補助対象の事業となるものを定めたものが、戻っていただいて第3条になります。補助金の交付対象となる事業は、第1号から第9号まででございます。その次は第4条は、第3条のうち、補助対象経費となるものを定めたものであります。具体的にどういうものかといいますと、2枚ほどめくっていただきまして、別表第2（第4条関係）という一覧がございます。報償費に始まりまして、保険料まで、こういった形で決められております。補助金の総額についてでありますけれども、戻っていただきまして第5条ご覧いただきたいと思えます。連合体に対する補助総額は7団体で384万7,000円となります。先ほど申し上げました別表1の7団体につきましては、すでに第6条というのは補助金の交付申請に関する規定でございますけれども、4月1日から順次交付の申請を受け付けておりまして、全7団体から、申請書が提出されております。本日ご審議をいただいたあとに、次回の会議で教育委員会宛てに答申をしていただきまして、この答申結果を持ちまして、各団体に補助金を交付決定するという手続となっています。

それでは資料ですけれども、資料1-2をご覧ください。このA3の大きな紙をご覧ください。こちらは、各団体から提出されました補助金の申請の内容を一覧にしたものでございます。一番上の体育協会から7つ目の音楽連盟まで、7団体を一覧にしたものであります。事業内容と補助金の申請額等が記載されております。申請事業につきましては、例えば一番上の体育協会を

見ていただきますと、体育協会では第30回スポーツ・レクリエーションフェスティバルに始まりまして、以下全部で7つの事業、こちらを実施するということでもあります。事業名につきましては、各団体から出されております事業の名称、又は事業の説明ということで、記載をさせていただいております。続きまして、右側を見ていただきますと平成31年度という欄がございます。A、B、C、D、E、Fとございます。簡単にご説明させていただきます。まずA欄は、各事業に要する総経費、経費の総額でございます。続きまして、Bは、そのうち交付要綱に基づきまして補助対象経費となるものはいくらかという欄でございます。Cは、補助対象とならない経費、すなわちBとCを足すとAになる。そういった構図でございます。そして今度は考え方が変わるのですけれども、Dは事業者負担額を書いています。Eはその他の予算です。そしてFは、補助金の申請額ということで、事業の総経費に対しまして、どなたがどの費用を負担するかというものですので、DとEとFを足したものがAになります。BとCを足したものがAになります。補助金の対象経費、それからどなたが負担するかというそういった切り口で、予算を分けさせていただいております。また、概ね7団体の連合体で、事業額の約6割程度が、市からの補助金の交付対象ということになっております。簡単ではございますけど、この大きなA3の資料につきましては、説明は以上となります。

次のページからは、各団体から提出されました、補助金の交付申請書の鏡を付けさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○荒川議長 ありがとうございます。今の説明及び資料についてご質問も含めてご意見があれば承りたいと思っております。よろしく願いいたします。総額はもう去年と同じですよ、団体間の配分も同じ。

○高田課長 基本的に同じです。このA3の用紙でありますけれども、先ほど31年度をご説明させていただきました。その左に30年度補助金確定額というのがございます。これが補助金を交付いたしましたので、30年度に、確定した額となっております。基本的に見比べていただくと同じ額が入っているのですけれども、体育協会さんにつきましては、30年度補助金確定額が210万円に対しまして、31年度の補助金の申請額は212万6,600円ということで若干差があるのですけれども、30年度につきましても、体育協会さんにつきましては当初は、212万6,600円交付決定いたしました。使用しなかった分があるということで、2万6,600円、返還という形でお戻し頂いておりますので、結果として210万円となっております。基本的には同じ額でございます。以上でございます。

○荒川議長 2万6,600円の返還というのは、これはどういうわけ。

○高田課長 2万6,600円の返還につきましては、体育協会さんの事業が全部で7つあるのですけれども、下から2つ目に社会体育の普及・向上のため一般体育団体に対する援助というものがございます。こちらにつきましては体育協会さんに加盟していない団体に対して、補助金のようなものを支出するということなのですけれども、結果として補助を出したのは1団体であったということで、2万円補助金を交付したということで、使わなかった2万6,600円についてご返還をいただいたというものであります。

○荒川議長 非加盟団体に2万円交付したということでよろしいでしょうか。

○杉本委員 NPOの法人の決まりといいますか、体育協会からの一般団体助成金振興費ですね、これを加盟団体だけに振興費を出すというのはおかしいと。それ以外の団体に対しても振興しませんかという意味で、公募しなさいと。公募して希望者が出てくれば、その団体に対して振興費を出しましょうという、取り決めというカルールがありまして、それで公募したところ、1団体だけが応募されてきたということで、その1団体あたりに2万円を振興費として体育協会から出したと、そういう経緯がありました。当初2団体か3団体ぐらい出るのではないかという見込みだったのですけど、1団体だけだったも

のですから、その分が予算といいますか、余ってきましたので、返金とさせていただいた形になっています。

○荒川議長 予算がついたのに交付申請が2万円しかなかったから、2万6,000円を戻したというそういうことでしょ。

○杉本委員 当初4万6,000円予算を組んでいたのですが、それに公布して、それに応募する団体が1団体だけだったということで、1団体が2万円であればいけないとかそういうことではないのですけど、2万円ぐらいが妥当ではないかということで、1団体あたり2万円を交付しますよという広告を出したのですね。その広告に応じられたのが1団体だけだったということでもあります。

○荒川議長 体協が審査して非加盟団体に出しているのですか。

○杉本委員 NPO 法人法というのがありまして、東京都の指導の下に我々それを行っているのですけれども、逆にそういう加盟団体外、加盟団体だけで振興費を使用するということが好ましくないと、逆に。だから対外的に公募をして、応募者がいれば出してあげなさいという決まりがありまして、そういう決まりに則って、広告を出したのですけれども、その広告の応募状況が1団体だけだったと、結果的に。

○荒川議長 その所で議論になると思うのは、NPO は営利活動できますよね。収入は取れますけど、それを自分たちだけで使うのではなくて広げなさいという趣旨でしょ。

○杉本委員 そういことです。

○荒川議長 それを実態は、ここは税金だけですよ。

○杉本委員 体育協会としましても、全額いただいたこの212万6,000円ですかね。この212万6,000円が全てで収入がないわけではなくて、このほかにも多少体育協会としてのいわゆる収入もあります。これ自販機置いてあります。自販機での売り上げ、そういうのがありますので、それに対しても当然税金は払っていくわけですが。

○荒川議長 その収入を充てたのなら、ここには載ってこないほうがいいですよ。

○杉本委員 本来はそうですよね、税金からそういう形でやっていますから。体育協会としても逆にそういう形でスポーツ体育振興を市内に広げなさいと。加盟団体だけで、枠内だけで使い切るのではなくて、ほかにも窓口を広げなさいというそういう指導がありましたものですから。

○荒川議長 趣旨は問題ないと思うのですね。問題はどこの金を配っているのかということですよ。あとでまた教えて下さい。

○杉本委員 これは、でも経理上といいますか、そのへんでそういうご意見もあるということで持ち帰って聞いてみます。

○大月副議長 ということは、30年度は1件2万円だったですよ。31年度極端な言い方、公募して1件もそういう申し込みが無ければ、まるまる残るわけですよ。また返還の話が出てくる。

○杉本委員 可能性はあります、0の場合は。逆にまた多い場合は、その枠内で収まるかどうか、足りない場合はどうするかということも出てくるかもしれません。

○大月副議長 予算は4万6,600円だから、この枠内で分配するしかないですよ。わかりました。

○荒川議長 そのほか別のことでどうぞ。よろしいですか。それでは申請の中身については、了承ということで進めていきたいと思えます。今までずっと例年、付帯意見を付けておりました。去年は付けていないのですね。同じことだからということではありましたが、役所もいつまでも付けなければこれで十分満足しているのだなという捉え方も、人が変わりますと、出てきます。毎回付けて同じこと言ってるというのも問題だし、全く付けなくて、これで何も言ってこなくて満足しているかなというのも問題、時々出さないといけないかなと、そんな気持ちをもっているのですが、厳しい財政の折から

予算を付けていただいておりますと、今後とも厳しい中ではありますけれども、引き続き予算を確保していただきますようお願いいたします。そんなような趣旨の付帯意見です。そのほかの意見ももちろんいいのですが、付帯意見について何かご意見がありましたらお願いします。大月さん何か。

○大月副議長 財政の厳しいのはわかるのですが、ここで議論することではないのでしょうか、全体の、前回の予算の説明を受けまして、市の全体の形式的な総額の予算を聞いているのですが、本当はその中身とか、どういう形で財源が入ってきているのか、公表できない部分もあるのかもしれないけど、そういうことを1回聞いてみたいと思います。なんでもかんでも財源が厳しくて、我々の地域もみんなそうなのですが、財源がないその一言で終わりだと、それ以上言いようがなくなってしまうのです。だから、市の財源がない中でも、何かの形で稼いでいると思うのです。だからゴミ袋1つとっても売却して有料にしていますから、ああいう収益が入っている、そういう中身を1回聞いてみたいと思います。社会教育の財源は、こういう形でわかるのですが、全体のこういう中で、こういうものを稼いでいる、稼いでいるという言い方、こういう収益もあるのだよというものを聞きたいです。その中で、これを組んでいるということを知りたいです。

○高田課長 今、難しい質問いただきました。例年10月頃予算編成に入ります。確かにそうですね。厳しいということでもずっと言われている中で、私も財政課の職員ではありませんので、細かい部分については申し上げることはなかなかできないのですが、比較的レベルアップという部分では、やはり全体の範囲が決まっていますので、あまりよろしくないかもしれないのですが、割当てのような予算が基本となりますので、例えば団体が増えたとか、大きな変化があれば、そういう議論にもなるかと思うのですが、現状同じ額を確保していくのが、ましては補助金になると、現状は厳しいということになります。どうしても扶助費とか、そういった予算が毎年伸びていますので、必ず必要経費という部分で、必ず組まなければならない予算がありますので、補助金も非常に重要な予算だと思うのですが、そういう部分ではなかなか増えないというのが現状であろうと思います。もし、また細かい話ということになれば、財政課の担当の職員からお話しを聞いて私が伝えとか、簡単な資料をいただくとか、そのようなことで対応させてもらいたいということです。

○大月副議長 例えば市の財産で土地を時々売却しますよね、たまに。そういう売却した財源はどこに消えていっているか、そういうこと知りたいです、私としては。

○高田課長 そうですね。ちょっとこの話とは違う部分があるので。

○大月副議長 そういう収益の中で、この予算取りしていると思うので。

○高田課長 そうですね、全ての歳入が、どこかの歳出に必ず当てられていますので。お話しとしてはお伺いします。

○大月副議長 予算取りして、私は残ることは良いことだと思うのです。経費節減して残った分をまた返す。この2万6,600円のことでもそうですが、官庁とはそうはいかないのでしょうか、一般の企業であれば、お金予算組んで残れば、その財源は次の次年度のいろいろなことに使えますので、そういうことは私にはわかりません。

○眞中係長 意見よろしいですか。

○荒川議長 座ったままで。

○眞中係長 せっかくの機会なので、今お配りしている「学びあいガイド」をご覧いただければと思うのですが、このページで申し上げると後ろの47ページというところをご覧ください。タイトル「ひがしやまと出前講座『多摩湖塾』」という名称で、年間を通していろいろな市政の疑問点だとか、そういったものを知りたいということで、市民の方からいろいろなご要望をいただきます。講座形式で、年間の

くつかやった実績を持っているのですが、例えばこの項番でいうと4番「予算と財政状況について」というところは、財政課から講師というか、説明員がいて、出前講座です。皆様のご要望いただく場所に出向いて、いろいろなご説明をさせていただくことは可能でございます。例えば社会教育委員会会議のこの日に来てくださいと要望させていただければ、知りたいことを、もちろんいろいろ制約はあるかもしれないのですが、そういった機会がございます。やはり構造的に先ほど申し上げた全体のパイが決まっています、構造的に使わなくてはいけない予算も決まっていますので、なかなか自由になるお金が実はないというも含めてご説明されると思いますので、これはお時間との調整にもなりますけれども、こういった機会をお作りいただくことは可能でございますので、ぜひご活用いただければと思います。いろいろなテーマができるのです。我々も社会教育の分野でもいろいろ知りたいということで、出前講座やらせていただくこともございますので、ぜひご活用いただければと思います。

○荒川議長 ありがとうございます。柳澤さん文化連盟などで何か意見ありますか。

○柳澤委員 特にありません。

○荒川議長 体育協会はどうですか。

○杉本委員 体育協会は有効に使わせていただいております。

体育協会としましても、ご覧のとおり1番たくさん予算を取っていただいておりますので、それはおおむね感謝しておりますし、上を言うときりがございませんので、いくらあってもお金は足りないのですけれども、NPOいわゆる特定非営利活動法人という法人化になりますので、できるだけ自主財源と言いますか、そういったものをこれからも構築していきたいという方向で、頑張っていきたいというのが体育協会の考え方です。

○荒川議長 ありがとうございます。ほかに森脇さん何かありますか。

○森脇委員 この表の見方が難しく、この補助対象経費と補助対象外経費というのを足すと総経費になるというのは大変よくわかるのですが、何となく私の感覚ですと、補助金申請額と補助対象経費が同じではないとおかしいような気が、すみません、よく見方がわからなくて。その事業者負担額というのも、これはどういうことなのかなと教えてください。

○荒川議長 どうぞ、座ったままで。

○高田課長 では、座ったままで失礼させていただきます。まず、Bの補助対象経費とFの補助金申請額の、まずこの関係でありますけれども、補助対象経費は字のごとく補助の対象となる経費ですので、補助対象経費をこのFの補助金申請額が上回ることはないのです。あくまでも補助対象となる経費はBなのです。その内、どれだけ補助金として支出するかという話ですので、必ずその関係性はBが大きい。Fが小さい。もしかするとイコールということは十分に考えられるのです。補助対象経費の全額が補助金で認められるというはあるかと思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、今年度でいいますと、384万7,000円の全体の補助金の総額しかございませんので、それを結局補助対象経費に当てようとしても足りない。補助金のほうが少ないということで、Fは少なくなってくる。ですから、お金が、補助金が潤沢にあれば $B=F$ というのは十分に成り立つのであろうと思います。

○森脇委員 この補助対象経費というのは決定額ではなくて。

○高田課長 違います。あくまでも事業を行うのに当たって補助対象として認められる経費、補助対象経費。ここに対して全部補助金出すという話ではないです。補助金の対象となり得る事業に掛かる経費です。

○眞中係長 資料の中で言うと、この1-1の1番裏に別表第2というのがあります。例えば報償費で言うと、例えば研修会をした場合だと外部講師の謝礼などが補助対象にはなりませんけれども、実際に補

助金として下りるかどうかは、また違うお話しになります。欄外にあります、例えば宿泊費とか、食料費、備品関係はそもそも補助対象になりませんので、いくら使われても申請をすることさえできないという位置づけのお金になります。今、申し上げたとおり対象にはなっているのだけれども、全てが補助金として下りてくるわけではなくて、中には例えば参加費を取っていただいて、その中でペイしていただくということも、団体さんによってはあり得るお話です。

○森脇委員 わかりました。

○眞中係長 そんな感じなので。

○森脇委員 ありがとうございます。

○眞中係長 E のその他というのは、団体さんで参加費を取られたりとか、その他収入とか、入ってくるお金があって始めて合計して、全体の経費になるという計算になるかと思います。あとは事業者負担は事業者の持ち出し。その他は参加された皆さんから。

○高田課長 負担金とか、もしかしたら。

○眞中係長 そうですね。外部からいただいたお金もあるかもしれません。市から補助金として差し上げたのが F、その合計が全体の事業費という流れになるかと思います。

○森脇委員 その事業者負担額の中には補助対象経費のものもあるのだけれども、ということですね。

○眞中係長 そうです。

○高田課長 申請しないで自己財源を使っていることは十分に考えられます。

○森脇委員 ありがとうございます。

○荒川議長 予算がありますから、いくら出したい、必要だと思っても出せないものがありますから、毎年この要綱、交付要綱のところに限度とするというのはそういうことで、足りないけど頑張ってくださいと。今、付帯意見を付けると、確保してくださいというお願いなのです。今の時期、増額してくれとは書きづらい。そんなところで、付帯意見も付けておいて頑張ってくださいと、お願いしますということで付けておきましょうか。それは一昨年の記事でいいと思うのです。去年付けていませんから。よろしいですか。次回出していただいて。その他、交付補助金について、補助金交付について何かありますか。よろしいですか。ありがとうございました。

議題（１）②研究テーマについて

○荒川議長 議題２「研究テーマについて」を説明したいと思います。私から説明させていただきます。平松先生には初めてで、議論に入っていらっしゃるのはのは、なかなか１年以上話し合った中でありますから難しいと思いますけれども、概略と言いましょうか、そんな説明もさせていただきたいと思えます。研究テーマは、今の子どもの安全・安心ということで大きな問題になっております。そこを社会教育として、どんなふうに関わっていったらいいかと、それがテーマです。安全とか、安心とか言っても、どんなことが考えられるか、広げればこれもまたきりがないので、資料のレジメの２枚目に、１つは交通安全。これもかなりマスコミ等で見ますけども、社会としてどういうふうにも子どもの交通安全を図る、システムなり、協力体制なり、市民の意識の持ち方なりを、どういうふうにしていったらいいのだろうかというのが課題であるだろうということが１つの柱です。それから交通安全の問題と関連しますけども、不審者とか、あるいはブロック塀が倒れてきたりとかという、そういう自然災害からも子どもの安全を守るということで、関連しますけど、別のものであるだろうということで、柱の２番目にこんなことを社会としてどういうふうに関わっていったらいいのかということを考えようとしています。３番目は、これも全く無関係ではありませんけども、虐待とか、いじめとかという問題が大きな問題になって

います。いじめとか、そういうのも交通安全してると、どうもあの子なにか元気がないよとか、そういうがあるので関連はしているのですが、学校の中での問題も大きいです。いじめというのはどうしても学校の中で発生するとは限りません。地域で現象が現れるときに市民はどう関わっていったらいいのか。虐待は、学校では少ない、極々少ないのですが、家庭では怪しいという場合に、市民としてどう関わっていったらいいのか。そこらへんのところを大体関連しつつも3つの柱にして、市民の関わり、社会教育としてどういうことが必要なのか、そんなことをまとめようとしております。

話し合いをしてきて、いろいろな組織・機関からお話を聞いて勉強をしてきたのですが、そろそろ文章化に取りかかろうということで3枚目です。2年に1回提言という形で、教育委員会に提出をしております。その構成を、だいたいこんなことでどうかということ考えてきていただいているところですが、最初に総論、意義とか、定義とか、そういうことを。各論がさっきの3つの○、(1)(2)(3)で、①②というのがありますけど、その中で分けたほうがいいのかというのが、もしあれば1つ2つに分けて書いていけばいいだろう。なければ①だけで1本でいいわけですけど、これはまだどこで括ったらいいのかというのが十分ではありませんので、一応2つずつ柱を立てて文章を書いていくと書きやすかろうと、そんなことを考えています。全体としてまとめ。資料あればということで、資料を付けて、名簿・記録・経過です。そんなことで隔年に提言をしております。この①②の柱は、原稿を本当に書いていかないとなかなかはっきりしないのです。1本なら1本でいいし、3つあれば3つでもこれはかまわないのですが、ある程度分担をした人が考えて書いていると、これは柱分けたほうがいいのかと当然なるので、起草委員会という名前で執筆者を決めていますけども、大体例年ですと5名から6名でやっていますけども、校長先生、副校長先生はなかなかここには入りづらいです。いつも来られるわけではないので。残る委員が7名なのです。ですから中心になる方は決めておかないといけないと思いますけども、2人ずつ、私は1番上で1人でいいのですが、そういうふうにして、起草委員を分担をして、ある程度書面でみんなで見えていくような形にしていかないと、口でしゃべっているだけではなかなかまとまらないので、どなたか自分はここをやりたいよというのがあれば、今回出させていただくと、そんなことで、これから話をしていきたいと思います。そこまで何かございますでしょうか。一応、自分がどこを書くかということ、書きたいかですよ。腹づもりも固めてきていらっしゃるかもしれませんが、その前に全体で、今の話の中で何かありますでしょうか。

○平松委員 多分こうあるべきだというのはないと思うのです。なので、本当にこの集まりの中で、こういう視点でということがわかればいいと思うので、本当に先ほどのお話のように1つでも僕はいいなと思っています。その提言をもって完結ではなくて、年度末に一定の成果物が出ると思うのですが、提言からまたいろいろなことが広がっていく起爆剤というか、そんなのになり得る成果だとベストかなと、今日話を聞きながら思いました。やはり学校はそれぞれこういう項目は、常に取り組んでいるのですが、どうしても学校の視点。視野が狭くなってしまいます。なので、ここをまた学校が受けて新しい視点でというものになると、非常に学校のためにもなるかなと思いを伺っておりました。

○荒川議長 ありがとうございます。網羅すれば限りないです。だけど身近な社会でどうしていったらいいのでしょうかということが中心ですので、学校と協力するといっても一体どうするのとかというのが、学校はやはりやることいっぱいありますから。親は親でやってくださいよみたいなことになっていませんか、そんなことも多分あるのです。どうぞ。

○外池委員 構成に関わることなのですが、各論の(2)不審者・自然災害からのと、ポツが真ん中に入っていますよね。むしろ不審者というのは上のほうの交通安全との関わり、登下校中声かけられたりとか、そういう場合、自然災害と不審者というのは、なかなか並びづらいかなと、そんな感じがする

のです。上のほうに引き寄せる、不審者を。今、見てそんな感じがしたのですけど。

○荒川議長 交通安全、車とか、そういうものですね。そこに変なやつがいれば一緒に守ってくれるということですよ。

○外池委員 登下校中に多いですね、不審者は。

○平松委員 そうですね。1番多いのは放課後に不審者の情報が入ってくるのが多いです。それは下校も含めてです。不審者は割と同じような人が不審者として、またあの人かというケースもありますし、その中で、まれに新しいタイプかなということもあります。なので、交通安全と絡めてもおかしくはないと思っています。自然災害も広すぎるというのがあるので、そうですね、不審者をどこに入れるのかは難しいです。

○荒川議長 自然災害のイメージとしては、地震でブロック塀が倒れたことなどをイメージしているものですから、ある意味では交通安全に近いですね。そうすると柱を位置全部上に上げてしまってもいいくらいなのですね。そうすると①②で分けるという手もありますよね。交通安全・不審者からどう身を守っているのかということと、その中に自然災害を①②、場合によっては③にして小さく分けていく、大きな柱にしないで。そういうこともあります。そのほうがすっきりしますかね。もう1回繰り返しますと、1の柱で交通安全・不審者・自然災害からの安全と。①交通安全、②不審者、③自然災害、通学路点検などそういう意味で、そのほうがわかりやすいかもしれませんね。そうすると下の虐待は質が違うので、これを(2)にすれば大きな柱が2本、そんなことでどうでしょうか。書いてみると量が少ないからこっちへ入れてしまおうとかあるかもしれませんが、一応そんなふうには①交通安全、②不審者、③自然災害、そんなふうにしましょう。さて、ではよろしいですか、そこまでは。あと、とりあえず草案というか、材料を整理していただくということで、①②③で分けたほうがいいですかね。交通安全・不審者・自然災害、別の柱が虐待・いじめからの安全、自分ならここ書きたいというのがありますか。

○高田課長 よろしいですか。事務局ですけど。2月19日の資料、今日お預かりしてもっているのですけど、その時の資料見ると、今、交通安全と言われているところが「子どもの安全」になってしまっていて、①がやはり交通安全、②番目に不審者からの安全、③番目に自然災害からの安全と、前回そうなっています。2月19日の資料は。

○荒川議長 だんだん変化してきてしまってますね。

○外池委員 そこに戻ったような感じですね。大体そういう感じですね。

○高田課長 だから広くとらえているみたいですね。子どもの安全と、そういう大きな柱がありますね。以上です。

○荒川議長 大月さん、このへんのところで、自治会関係から、自然災害。

○大月副議長 自然災害ですね。

○荒川議長 そちらへんのところですかね。地域の安全対策とか、通学路点検とか、ありますよね。では、少しずつ固めていきたいと思えます。大月さん自治会で防災教育に力を入れておられますので、自然災害。交通安全、これ金山さん、交通安全入ってもらわないと地域に立って40年。柳澤さん、一緒にいいですか。交通安全のほう金山さんと。

○柳澤委員 はい。

○荒川議長 不審者、森脇さん。

○森脇委員 はい。

○荒川議長 不審者関係。おかしな人が出たときにどうしたらいいか。地域の人はどうしたらいいか。

杉本さんも一緒をお願いします。

○杉本委員 不審者ですね。

○荒川議長 残るは、虐待・いじめ、外池先生で。もう1回確認します。交通安全、柳澤さん、金山さん。それから、不審者、森脇さん、杉本さん。自然災害、大月さん。虐待・いじめ、外池さん。総論は私と7名。よろしいですか、そんなことで。2人のところもありますので、相談して。とにかくこの柱で書くと、こんなプロットができることぐらいのところまでできれば、論が整理されていくのだと思いますので、よろしくをお願いします。

○外池委員 虐待・いじめ、私かなり荷が大きいというか、柱の1つですよ。大丈夫ですかね。

○荒川議長 学校との関係よくわかっていますから、大丈夫です。

○外池委員 いや、いや、私ずれてしまっていて、ずっと以前の勤めなものですから。ずれているのではないかと思って、そこが心配です。虐待、母親の観点からとか、親の観点、そんなものもね。

○荒川議長 森脇さん、両方。母親の観点。両方、じゃあ森脇さんにもお手伝い。

○外池委員 2人でという感じ。

○森脇委員 はい。

○荒川議長 その他事務局は例年どおりでよろしいですか。とりあえず大きな分担が決まりましたので、今日はそこまででいいかと思えますけども、学校への訪問研修について資料がありますので、それで説明させていただきたいと思えます。前回、松村先生にお話しをしていただく領域だったのですが、退任されてしまったので、学校へ行ってこようかということで、私、事前に地元の学校へ、学校運営連絡協議会の委員にもなっておりましたので、澤崎十小の校長先生をお願いしてきまして、結論から言いますと喜んでお受けいたしますということでした。正式には事務局からの依頼を出していただきまして、6月18日火曜日10時45分から11時55分までと、説明いただいて、質疑応答していただく。学校では実際どんな交通安全・いじめ防止・その他痴漢対策とか、やっていることを詳しくお聞きして、質問させていただく、そんなことでお願いをしてあります。先日もこの間の土曜日にも、セーフティ教室をやっていたので、私も2時間ほど見てきました。警察が中心になってやっています、子どもが低・中・高と3回講義をされていて、熱心にやっておりました。後ろ側には保護者が一緒に聞いておりました。私は保護者の席の1番前で聞いていたのですが、子どもはびしっと聞いていますよ。よく参加して、「助けて」などと声を上げています。やはり感じることはあります、保護者です。学校はあれだけ熱心に、ある意味では授業時間を割いて、あれだけの大きな授業をしているのに、ぺちゃくちゃぺちゃくちゃ、いつまでもしゃべっています。誰の子どもなんだと言いたくなる感じします。子どもの安全確保の第1責任者が親でしょう。学校でも、警察でもない。これは新潟の不幸な事件の時も親なんです。親がああ調子では、これではだめで、あれはまさに社会教育ですから。学校教育も親教育をしています。子どもがきちんと話を聞くためにお母さん教育してくださいというのは、それはまた学校教育の範疇でしょうけども、警察がしゃべっているときに話がやみません。あんな十小の子どもがきちんとしているのに。ああいうのは社会教育の問題。どうしたらいいのでしょうか。子どもの安全は親が守るのですということです。それを徹底していくことが大事だろうと思うのです。そんなことで十小に行き、いろいろなことを聞かせてくださいと言って了解をいただいております。そこまでよろしいでしょうか。今回は、先ほどの諮問に対する答申を提出したあと出かける予定にしておりますけど、事務局そこらへんの時間割はよろしいですか。

○尾又主事 はい。当日は10時45分から11時55分で十小の研修を考えておりますので、10時20分ですとか、25分とか、こちらを出発いたしまして、向こうで10時45分からお話しが伺える

ようにと考えております。移動手段ですけれども車の台数もございますので、皆さん何人様が車に乗られるのか、伺えたらと思います。今日のような雨の場合もあるかもしれませんが、雨でも自転車で十小からお帰りになりたい方、車に乗らずに自転車で帰りたい方はいらっしゃいますでしょうか。皆さんお車でよろしいですか。わかりました。それで台数用意させていただこうと思いますので、当日は同じ車でいきますので、次回の打ち合わせは10時20分くらいに出発できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題（１）③その他

○荒川議長 よろしく申し上げます。研究テーマについてはそこまでにしておきましょう。その他ですけれども、報告事項の前に、例年、毎年ですけれども、市の健康づくり推進会議委員の推薦についての依頼が来ております。外池先生、よろしいですか。

○外池委員 はい。

○荒川議長 では、外池先生にお願いするということで、事務局から出しておいていただきたいと思えます。よろしくどうぞ申し上げます。

議題（２）報告

○荒川議長 それでは報告に移ります。事務局申し上げます。

○尾又主事 それでは、次の資料の表彰についての、資料3をご覧ください。毎年来ておりますが、今年度もまいりまして、「令和元年度全国社会教育委員連合表彰候補者の推薦について」でございます。2枚目の裏の表彰の規程細則をご覧ください。こちらの第2条の1項から3項までのいずれかに該当することが条件になります。4番の年数の起算は、当該年度4月1日までということで、1から3に該当し、市教委の起算日で考えます。今回につきましては、金山幸子委員が該当となります。締め切りが5月16日であったことから、すでに回答させていただきましたことを、ご報告をさせていただきます。

次に資料4です。次のページの資料4でございますが、令和元年度の都市社連協役員会等の事業日程表が送付されましたので、ご報告させていただきます。今年は幹事市が三鷹市になります。以上でございます。ありがとうございました。

○荒川議長 申し添えますけれども、前回の総会で、会計監査、無事に終わりましたので、ご報告したい。私が監査だったのです。結構大変なのですよね。難しくて。事務局としての順番が来たら、また事務局がえらい大変ですね。しばらくは来ないと思いますけれども、来たら1人、人が欲しいくらいの量ですね。この日程もメモしておいていただいて、参加をお願いします。報告事項、事務局からありましたけれども、皆さんから何か報告等ありましたら、どうぞ。

○高田課長 今日の配布資料の一番最後のページになりますけれども、委員の交代がございましたので、改めて名簿を付させてもらっておりますので、ご確認をいただきたいと思えます。以上です。

○荒川議長 ありがとうございます。その他、雑件でも情報でも結構です、ありましたら。

○森脇委員 先ほど伺うべきだったのですが、提言のところで、子どもの年齢なのですけれども、どのくらいの年齢の幅で考えたらよろしいでしょうか。

○荒川議長 何回かここで出ていましたけれど、義務教育レベルでしょうね。小、中、高校、大学はちょっと別かもしれませんよね。交通安全と言ってもね。大体、総論で書いておきますかね。

○森脇委員 いじめとか虐待は、幼児とか赤ちゃんは入るのですか。

○荒川議長 書いておきますか。以下にしておきますか。あまり厳密には定義できませんけれどね。

○森脇委員 それから、不審者のところでふと思ったのですが、道を歩いていて出会う不審者が対象でしょうか。例えばネットの中での、ちょっと広がってしまいますけれど、いわゆるネットの中で出会う不審者、そういったものは中学生なんかだと出てくるかと思うのですけれども。

○荒川議長 ネットの不審者までは広げられないですね。いじめはネットは入れても良いと思いますが、ネットの世界となるとまた別の大きな領域になりますよね。いじめでちょっと触れるくらいで、不審なサイトに、アクセスするとか、そういうことでしょうからね。書ける範囲で。

○森脇委員 はい。

○荒川議長 広げると、どこまでも広がりますからね。この問題はね。ほかに、なんでも。大月さん、さっきの写真見たいです。

○大月副議長 私は地域の自治会長をやっています、その内容の中で、私どもの自治会では、去年から防災の組織を立ち上げました。東大和の中では、自治会でもうとつくに防災組織を立ち上げて、立派にやっているところもあるのですけれども、私はいろいろなイベントを先に重点的にやっていたので、防災の組織は後回しにしていたのですね。普段イベントをやっている中で、バーベキューやったり餅つき大会をやったり、鍋釜使っている煮炊きしています。それが私は防災訓練という位置づけでやっていたのですけれども、この黄色い紙なのですけれども、去年、急きょ作ったのですが、「無事です」という文言と自治会の名称を入れまして、私ども年寄りが走り回るとへばってしまいますので、若いお父さんに、回収させました。名前を書いておいてもらいまして、この旗にですね。ここの家族は無事だったのだな、何名くらい無事だったのかなという点呼を取らせて、そういう訓練をやったのですね。あとはいろいろ、去年は、皆さんアルファ化米を食べると言ってもなかなか食べてくれないので、カレーを作って、カレーでアルファ化米を食べてもらいました。その食べる時に、いざ災害が起きた時は、水というのは非常に貴重なので、紙のお皿の上にサランラップをひいて、その上にご飯とカレーを盛って、食べ終わったあとは、そのお皿は持って帰らせました。要は、水を使わない形ですね。当然、訓練する場所に水道があるのですが、カレーを煮るのにも、アルファ化米を炊くのものにも、その水道をわざと使わずに、近くの公園に汲みに行かせました。それを持ってこさせて、どんなに大変なのか、普段は自分の家で水道ひねればあるのですけれども、インフラが止まった、そういう想定なので。本来我々東大和市は、南公園に水道局があって、そこへ給水をもらいにいかななくてはいけなのです。そこまで行くわけにいかないの、近くの公園でお水を運んでやらせました。と同時に、あと避難所体験訓練、どこも皆避難所体験訓練をやるのですけれども、いろいろなランタン作らせたり、いろいろな形を取らせてやったのですけれども、ほかの地域の南街地区の自治会の役員の人が見に来て、1回目の割には、まあまあ内容だったかなと、お褒めはいただいたのです。今年、来月が同じように第2回目なのですけれども、私は訓練と言っても、今回は東京消防庁にお願いをしています。救急救命で応急処置、AEDとかそういうのをお願いしています。私は何を言っても実践主義なので、まず避難所で体験した時に、その光景を、昨日カラーコピーさせたのですけれども、これを貼っていかうかなと。避難所体験すると、多分大体が体育館ですよ。小学校、中学校の体育館で、こんな風景。これはまだ良いほうだと思うのです。それから、こういう形で段ボールで仕切っている、こういう光景。今の東大和の体育館を見たときは、こんなふうには、まず余裕を持って座れないと思います。ここへ大勢行ったときに、大の字で寝転がったりできるのかなと、いつも私は考えていまして、とりあえずこんな光景、避難所体験すると大変なんだよということと、一番の問題、自分たちのお水とか食料をある程度確保していると思うのですけれども、汚い話ですけれども、今回は重点的に自治会で、こんなトイレ、こんな形で、今皆さんが快適なトイレの生活というか、便利な水洗のウォシュレットをやっているような光景、こんなですね。

これは3. 11の光景なのですけれども、市のほうで、これは批判してしまうと怒られますけれども、マンホールトイレがある。小学校、中学校、マンホールトイレがあると言っていますけれども、多分平松先生もご存じだと思いますけれども、あのマンホールトイレ、プールのお水を汲んできて、中にバケツで水を入れて、下に水を流し込まなくてははいけないのですね。大変な作業ですね。それから、終わったあとは、ペットボトルに自分たちでお水を用意しておいて、流さなくてははいけない。多分、何百人、何千人がわっと押し掛けて、数十人使ったら、一発であのトイレ汚くなってしまうと思うのですね。それほど、清潔さを保てないです。それが、これとは異なるのですけれども、トイレの大切さがあるので、今回段ボールトイレとか、家が崩壊しなければ自分の家のインフラのお水が止まっても、流せないまでも自分たちで防衛できるトイレですね、トイレを重点的にいくつか作って、こんな形でできるよと。例えば、缶カンひとつ、バケツひとつでも、ビニールを中に敷いて、固形剤みたいなものを入れたり、新聞紙を入れたり、木を渡すだけでもトイレはできますので、トイレが切実な問題になるので、多分仮設トイレが設置されるには、一週間以上かからないと来ませんのでね。そういうあれで、いろいろなものを、パウチしてこれは自治会の防災訓練の時に活用しようかなと思っています。南街災害地域防災協議会という21の自治会、管理組合、9月14日にやはり第二小学校、第二中学校で訓練を行うのですけれども、その中でも私はトイレを一番重点的に、今回、これですね、これを掲げる予定です。トイレの悲惨さを伝えて、マンホールトイレは確かにあるのだけど、今まではマンホールトイレは見学だけで、見たい人は見てくださいといていたのですけれども、今回は体験で、そこに全員行かせて、トイレの惨状を見てもらう予定です。そんな予定で今計画をしています。多分、皆さんも、この光景を見ると顔をそむけてしまうのですけれども、これが実態で、大変さがあるということで、訓練をやる予定でおります。そんな感じですね。

○荒川議長 ありがとうございます。この吉岡家住宅の説明、宣伝をちょっとお願いします。

○高田課長 この緑色の用紙ですね。旧吉岡邸住宅なのですけれども、この場所は武蔵大和の駅の近くにございまして、武蔵大和の駅から歩いて5分くらいの場所なのですけれども、地図がちょうどありますけれども、日本画家の吉岡堅二さんという方、もうお亡くなりになられているのですけれども、その方のお屋敷を公開させてもらって、併せて日本画の展示等を行うというものであります。今、仮称郷土美術園ということで、まだ全面公開には至ってなくて、春と秋の特別公開ということでさせてもらっています。所管部署は、郷土博物館が、文化財ということで管理をしております。24日金曜日から、土日、25、26日ですね、公開させていただきます。中に、当日はガイドさんのような方に居ていただいて、説明などもしてもらいながら、実施していきたいと考えております。26日のほうは、こちらには記載はないかな、大きな絵とかですね、あと一部吉岡堅二さんの作品については博物館でも保管していますので、バスで往復させていただきます。郷土美術園と博物館を往復するようなことを、26日の日曜日に考えておりますので、お時間ありましたら、お越しいただければと思います。入園料は無料ですので、お知り合いの方にもぜひお勧めいただければと思います。簡単ですけれども、以上です。

○荒川議長 ありがとうございます。委員の皆さんにも、直接連絡が来ますよね。ぜひ行っていただいて。いつも開いていませんからね。

○金山委員 なかなかたどりつかないですね。

○荒川議長 散歩するためにあるのですから。私の所からあそこまで行くと、50分くらいかかります。歩いて。ちょうどいいのです。ウォーキングラリーみたいなものもやりますものね。別の部署でね。

○高田課長 別の部署で、はい。

○荒川議長 ありがとうございます。平松副校長先生、初めてですので、あまりよくわからないかと

思うのですけれども、学校の様子なども、直接関係なくても結構ですからお話しいただいて、この場に慣れていただくということで、よろしくどうぞお話しください。

○平松委員 今日のことで良いでしょうか。どうも今日はありがとうございました。初めて参加させていただきましたが、知らない世界に足を踏み入れると、非常に楽しいとか興味深い2時間だったなと思います。ありがとうございました。総括かなと思ったのですが総括できないので、順番に簡単に。まず予算のところのお話で、NPO法人化されたという、ちょっと出所が曖昧みたいな話があったのですが、NPO法のお話をされていたのが、そのへんがはっきり我々もわかると、すっきりするなと思っていたので、ちょっとそのことも勉強しなければなという感想があったり、提言のところで、僕は全く関係なくなってしまうかもしれないですけど、不審者のことで、常々心を痛めているというか、ちょっと心配だなと思っているのが、このよく同じ方が不審者として挙がってくるという中で、心身に障害を持った方が、不審者という扱いをされて、通報の対象になっているのではないかと思える場面が、多々あるのですね。不審者だというのは、お家から学校に連絡があったり、あるいは子どもが直接学校に来たりということで、第一報が入ります。基本的には、そこのお家に警察に連絡をしていただいて、そのあと学校のほうから不審者情報という形で、関係の区域だったり、あるいは中学校区、少し広い地域で一報を流すのだけれども、今、東大和に来て9年目ですが、その前は多摩市にいたのですね。多摩市では、不審者に気をつけましょうという啓発で、怪しい人を見たら110番という、警察が使っている文言を、そのまま使って学校から発信したことがあって、その文言にもものすごいクレームが来たことがある。なんでそこまでこだわるのかと思ったら、やはり心身に障害を持った成人の方が居られるお家の方だったようで、こちらの学校側の説明としては、警察が使っている文言をそのまま使ったのだけれども、という説明しかできなかったのですけれども、そのへんの細かい実態がわからない中でのすれ違いは、社会は非常に多いなというのも、15年、20年くらい思っていて、まだすっきりしない部分ではあるので、それが今回解決するというのではないと思うのですが、この場でそういう経験もあって、未だに悩んでいるということもお伝えできればなと思います。あと、副議長の財源の出所。学校側から言うと、重々財源が厳しいのは承知であると。先ほど紹介いただいた説明をいただくと、財源の出所としては納得できると思うのですが、財源に限らず、個人の心情面もあるじゃないですか。なので、ない中でこれだけ一緒にやってみようというスタンスが見えると、少ない財源でも全然違うのかなと。実は全然別の話ですが、学校に苦情の電話がいっぱいあります。もちろん理不尽な苦情もあるのですけれども、先生たちに言っているのは、もうそこで対立構造を作るなということと、そもそも気持ち的に対立するなと、難しいのですけれども。やはり地域で子どもたちのために頑張っていこうという立場で我々関わっているのだから、苦情を言うにしろ、理不尽なことであってもです。やはりそれぞれの思いがあるので、そこを汲んだ上で進めていかないと、より良いものは作れないのではないかと、この話は先生たちにしているのだから、学校現場と社会教育で、もちろん違う部分もあるのですけれども、お互いの共通点を見つけて、一緒に東大和の子たちのために頑張っていけたらなというのが、今日初めての感想でした。ありがとうございました。

○荒川議長 私も先ほどお話ししました十小のセーフティ教室に土曜日に行ってきました、おまわりさんが説明して、不審者を見たらどうのこうのと説明するのですね。ロールプレイするのです。車に乗った運転手さんが、ランドセル背負った1年生に、車で来ている、あるいは歩いて来ているということで、道を聞くのですよね。何々小学校の生徒さんだよね。何々小学校はどっちと言ったら、1年生ですからいきなり安全ピンをぴっと引く。聞いたら非常ベル鳴らされるという時代になってしまった。だから1年生だからね、それを今のお話のように、相手の事情なんかなかなかわからないから、だから社会教育

として本当はやらなければいけないのですよね。離れて、あそこ曲がって、あそこ曲がってくらいは良いけれども、近づいたら危ないよとかね。緻密な不審者対応を教えないと、いきなり抜かれちゃうから、今の子は挨拶もできないと、そういう感じになりますよね。

○平松委員 片やちゃんと挨拶しましょうと言っているのです。

○荒川議長 私も挨拶教えるって、聞いたことがある。京都へ行ってね、1年生はさすがになかったけれども、2年生くらいだか、なんとかに行きたいのだけれどどう行くのと聞いたら、おじさん名前を言ってと。名前を言って、ここへ行きたいのだけれどと言ったら、しばらく考えて、わかんないと。そんなら聞くなと言いたかった。小学生はね。それは丁寧に、地域、家庭で、もちろん学校もそうですけれども、学校だけに頼れないですからね。やらなくてはいけないのだなど、そんなエピソードを思い出しました、ありがとうございます。それでは大月副議長から。

○大月副議長 五小地域は、そういう不審者情報はありますか。

○平松委員 学区では何度か回ってきました。

○大月副議長 どのような不審者ですか。

○平松委員 東大和の経験でいうと、露出もかなりありますし、声をかける、あるいは車に連れ込まれそうになるというのがありました。

○大月副議長 自宅へ付いてきた、玄関先に来た、というのも。

○平松委員 あります。頻度としてはそんなに多くはありませんが、なかったかと言ったら、あります。なので、地域だからどうというよりは、全体的にそんな感じなのだろうなと思っています。

○柳澤委員 今、市からのメールで、詐欺の関係の情報が入るのだけれど、不審者というのはほとんど入ってない。3、4年前はかなり頻繁に入っていた。

○大月副議長 登録しとくと入ると思います。

○柳澤委員 実態が減ったのか、減ったこともあると思うのですが、それ以外に流さないようにしたのかとか、あるのですか。

○平松委員 市からの発信と、学校からの発信というのはまた別で、基本的に学校からの発信に関しては、頻繁ではないにしても、たまにきているかなと思いますね。

○大月副議長 声かけると変なおじさんになってしまうのですけれども、でも、あまりそばで声をかけないで、離れて声をかけていくぶんには、実行しています。いつも声をかけていれば、変なおじさんではなくなってしまうのですね。ああ、おじさんかと。学校を出入りしていますので、ある程度顔がわかってくれる生徒さんいますのでね。声かけて、いってらっしゃいとか、おはようとか、お帰りなさいとか、片っぱしから声をかけてしまいますけれどね。

○荒川議長 普段の挨拶が大事だと、仰っていますよね。普段挨拶をしないのにそばに来たら、やはり不審者ですよ。

○大月副議長 不審者になってしまいますよね。普段声かけて、ある程度慣れていけば、不審者ではなくなりますので。放送も出るじゃないですか、市役所の。これから帰りますので地域の皆さんも見守ってくださいと。声かけは大事だと思いますね。

○荒川議長 ではまとめをお願いします。

○大月副議長 今日は平松委員が新たにメンバーに入られまして、さっき少し仰っていただきましたけれど、これからもいろいろ意見をいただいて、協議していただきたいと思います。それから今日は令和元年の補助金の交付の審議ですね、これが無事に承認いただいたので、対応できると思います。それから研究テーマの役割分担、これがきちんとできましたので、自分の受けたこと、これはある程度います

ぐではないまでも、心構えとして、少しはまとめていただければ、対応していただければありがたいと、そんな感じを受けました。次回は十小で、この研究テーマに沿った勉強をする形になるので、皆さん参加していただきたいと思います。以上です。

○荒川議長 次回は6月18日火曜日10時、市役所です。これで第2回東大和市社会教育委員会議を終了します。どうもありがとうございました。

○委員一同 ありがとうございました。